

# あかあか

- 2面 監獄法が生まれ変わりました!
- 3面 法務大臣のADR認証制度がスタートします!! 刑法の罰金の一部新設・引上げになりました
- 4面 守られていますか? あなたの人權



http://www.moj.go.jp/k/index.html

## 2006 July Vol.15

法務省大臣官房  
秘書課広報室  
Tel:03-3580-4111(代)

● 法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。  
<http://www.moj.go.jp/>

# 参加してみませんか



## “社会を明るくする運動”って?

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれ

## それは地域の中から生まれました。

昭和24年、戦後の日本は、貧しさなどから非行に走る子どもたちがたくさんいました。その状況に心を痛めた東京・銀座商店街の人々が立ち上がり、子どもたちを救うためのキャンペーン「銀座フェア」を行いました。

## 今年のキーワードは「参加」です。

- ① 更生保護制度への理解と協力の呼びかけ
  - ② 子どもたちの健全な成長の支援
  - ③ 地域のネットワークづくり
- の3つの視点から、地域の実情

※各地域の行事予定については、各都道府県の保護観察所までお問い合わせください。

# “社会を明るくする運動”

### どんな行事があるの?

#### 中央行事予定

- 1 フォーラム  
「立ち直りを支えるために 更生保護と地域社会」  
期日 平成18年7月5日(水)  
午後1時から午後4時まで  
場所 有楽町朝日ホール(東京都千代田区有楽町2-5-1)

谷川和穂氏(社団法人全国保護司連盟会長)による基調講演及び「立ち直りを支えるために、必要なこと」をテーマとするパネルディスカッションを行います。コーディネーターには藤本哲也氏(中央大学法学部教授)、パネリストには、清原慶子氏(三鷹市長)、宮川憲二氏(東京都保護司会連合会会長)、熊谷一雄氏(日立製作所特命顧問・日立みらい財団理事長)、橋本圭子氏(日本経済新聞社社会部)、才門辰史氏(フリースクール恵友学園スタッフ)を予定しています。入場無料です。お気軽にお越しください。

#### 2 匠に学ぶワークショップ in 東京藝術大学 Vol.14

- 期日 平成18年8月5日(土)
- 場所 東京芸術大学 上野キャンパス
- 主催 東京芸術大学 社会を明るくする運動 中央実施委員会 社会を明るくする運動 東京都実施委員会及び同台東区実施委員会

#### 3 「有芽の会」

- 期間 平成18年7月12日(水) 17日(月・祝)
- 場所 西武百貨店池袋店
- 主催 西武百貨店
- 後援 法務省 更生保護法人日本更生保護協会 日本更生保護女性連盟



●前年のワークショップの様子

### ▶ 広報ビデオ「二つの道」

ここに、人を傷つけてしまいがちながらも、その罪の重さを受け止め、更生を誓った少年がいます。そんな彼に、家族や友人、そして地域の隣人たちはどのように接するのでしょうか。

そしてそれは、彼の人生をどのように変えていくのでしょうか。あなたの近くにも、彼のように苦しんでいる人がきっといるはず。罪を犯した人が立ち直ろうとする時、あなたならどのように接しますか。



※各都道府県の保護観察所で貸し出しているほか、インターネットサイト「ポリスチャンネル」(URL:<http://www.police-ch.jp/>)で見ることができます。

### ▶ 作文を書いて“社会を明るくする運動”に参加

小・中学生のみなさんが“社会を明るくする運動”の理解を深めるきっかけになれば、と毎年「作文コンテスト」を実施しています。家庭や学校など、普段の生活で体験したことを作文にして応募してみませんか。

- 応募締め切り ● 平成18年9月上旬頃(都道府県ごとに異なります)
- 応募先 ● 各都道府県の“社会を明るくする運動”実施委員会まで

昨年の法務大臣賞(最優秀賞)受賞作品

小学生の部 「あたりまえのこと」  
福岡県・荒木 響さん

中学生の部 「目指せ傘盗難ゼロ! 越路中の挑戦」  
新潟県・小野塚 捺美さん

(受賞作品は法務省のホームページでご覧になることができます)



### 身に覚えのない架空の請求にご注意を!

最近、法務省の名称などを不正に使用した架空請求が増えています。

もし、身に覚えのない通知が送付されたときは、通知に書かれた連絡先には絶対に連絡をとらないで、国民生活センターなどの公的機関にご確認ください。

〈以下の名称は法務省の機関ではありません〉

- 法務省民事訴訟管理センター
  - 法務省管轄支局民事管理事務局
  - 法務局認定法人民事起訴管理事務局
  - 法務局認定法人民事訴訟管理事務局
  - 法務局認定法人民事訴訟総合事務局
  - 法務局認可法人全国総合管財局
- (他にもありますのでご注意ください)



〈架空請求に関するホームページ〉

- 法務省HP:<http://www.moj.go.jp/kaku.html>
- 国民生活センターHP:[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/twoshotto.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/twoshotto.html)
- 警察庁HP:<http://www.npa.go.jp/safetylife/kankyos3/akusyuu.htm>



# 平成19年4月1日、法務大臣のADR認証制度がスタートします!!



## 裁判外紛争解決手続 (ADR)ってなに?

裁判外紛争解決手続とは、裁判によらずに紛争を解決する手続の一般をいいます。最近では英語の「Alternative Dispute Resolution (直訳すると「代替的な紛争解決手段」となります。)」の頭文字をとって「ADR」と呼ばれることもあります。

ものなどがあり、その形態や内容は多種多様です。裁判と比較した場合の特長として、厳格な手続にしばられずに、様々な専門家の知識経験を活かし、紛争の実情に即した柔軟な解決を図ることができるとなどが挙げられます。

## ADR法の誕生!!

このような手続のうち、利用件数の多いものとして、裁判所の民事調停・家事調停が挙げられますが、その他にも行政機関が行うものや民間事業者が行う

現在、我が国の社会は、これまでの事前規制・調整型の社会から事後チェック・救済型の社会へと変革しつつあります。このような社会構造の変革により、事後的にルール違反に対処する司法の役割がこれまで以上に重要となります。

その結果、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(いわゆるADR法)が制定され、平成19年4月1日から施行されることとなりました。この法律では、調停・あっせん等の裁判によらない紛争解決手段を利用しやすくするため、次のような事柄を定めています。

- ① 国民のみならず調停・あっせん等の手続に関する理解を深めていただき、その利用の促進を図るため、必要な情報の提供等に努めるべき国や地方公共団体の責務
- ② 民間事業者の行う調停・あっせん等の業務を対象として、その業務が法の定める基準を満たす適正なものと認められる場合に法務大臣がこれを認証する制度

## ADR認証制度とは?

法務大臣による認証の対象となるのは、本法律の定める認証基準をクリアした事業者の行う調停・あっせん等の業務です。

# 刑法の罰金が一部新設・引上げになりました(5月28日施行)

## 窃盗罪及び公務執行妨害罪等への罰金刑の新設

最近、成人の万引きが急増し、社会問題となつていますが、スーパーマーケットで食料品を万引きして発見されたというような事案については、いきなり懲役刑を科するのは酷ではないかということで、起訴猶予処分とされることも少なくありませんでした。しかし、これでは、犯人に「万引きをしても処罰されない」などと勘違いをさせ、同じような犯罪を繰り返し行わせることにもなりかねません。そこで、窃盗罪に罰金刑(50万円以下)を新設し、万引きのよ

刑罰を科することにより、同じような犯罪を二度と起こさせないようにしようとするものです。

にも罰金刑(50万円以下)を新設し、事案に応じた適切な刑罰を科することにより、同じような犯罪の発生を防ごうとするものです。

## 業務上過失致死傷罪等の罰金刑の上限引上げ

また、公務執行妨害罪等についても、これまでは懲役刑と禁錮刑の定めしかありませんでしたので、比較的影響が大きくないと思われる事案については、やはり、いきなり懲役刑などでは酷ではないかということで、結果的に起訴猶予処分となることもありました。しかし、暴行や脅迫という手段を使って公務の執行を妨害しておきながら、何の処罰も受けないとなると、同じような犯罪を犯す人が次々出てきかねず、社会の平穏が害されることにもなりかねません。そこで、公務執行妨害罪等

交通事故の加害者などに適用される業務上過失致死傷罪等の刑罰については、これまでは5年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金と定められていました。しかし、最近の交通事故犯に対する国民の目の厳しさを考えますと、加害者の過失が小さいなどの理由により、加害者に罰金刑を科すべき事案であるにせよ、被害者が亡くなら

## その他

罰金刑の新設や引上げにあわせ、労務場留置制度の見直し及び略式命令の限度額の引上げ(罰金額50万円から100万円へ)を行いました。



## れんが博士のQ&Aコーナー お答えします

### 今回の質問は? 「検察庁」について



Q 検察庁の捜査と警察の捜査の違いは何ですか?

A 警察は刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。

日本では、起訴する権限は検察官にのみ与えられており、警察官は起訴できないことになっています。したがって、検察官は裁判所に対し起訴してその処罰を求めるといった責任があるため、警察等から送られた捜査記録などを確認するだけでなく、その内容が真実であるかどうかを、事件の当事者から必要に応じて直接事情を聞くなどして、積極的に自ら捜査をして事件の真相解明に努力しています。

また、政治家の汚職事件や大規模経済事件等については、検察官が最初から独自に捜査を行うこともあります。

Q 検察庁の捜査は、具体的にはどういふことをするのですか?

A 被疑者・参考人など関係者の取調べ、証拠品の捜索・差押え、さらにその分析・検討などを行います。

Q 警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか?

A 検察官は、起訴・不起訴を決定するため、改めて被害者等から事情を聞く必要がある場合があります。ご迷惑をお掛けしますが、適正妥当な処分を行うためですので、ご協力ください。



また、暴力団員等の反社会的な勢力が関与していたりすると、もちろん認証はされません。では、紛争に巻き込まれた方が認証を受けた民間事業者の行う調停・あっせん等の手続を利用すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。主に、次のものが挙げられます。

- ① 紛争の分野に応じた専門家(弁護士や各種専門家)が調停人、あっせん人となり、その専門性を発揮して和解の仲介に当たってもらえる
- ② 紛争解決を依頼する前に、どのような専門家が手続を実施するのか、手続は、どのように進行するのかといった説明を必ず受けられることとなっているため、十分に考えた上で紛争の解決を図るのに適した民間事業者の手続を選ぶことができる
- ③ 一定の場合には、権利の時効中断、並行して行っている訴訟の一次的な中止の特例が適用される

また、法務大臣は、認証をした民間事業者の名称、調停・あっせん手続の内容、その利用に要する費用等、紛争の解決を図る上で選択の目安となる情報をインターネット等を利用して公表することとしています。こ

## 最後に

法務省では、認証を受けた民間事業者の行う調停・あっせん等の手続が、国民のみならずが紛争に巻き込まれたときにこれを解決するための手段として、裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、制度の円滑な実施と広報等に努めてまいります。

～ここに人権の種をまこう～



「子どもの人権専門委員による人権教室」  
人権擁護委員手づくりの絵本を手に真剣な表情でお話を聞く子どもたち

人権啓発冊子「種をまこう」  
全国人権擁護委員連合会企画・製作

人権擁護委員は、地域の住民の中から、人権問題に理解や熱意のある人たちが市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された人たちです。弁護士、教育者、婦人会役員など、さまざまな職業や経歴を有しています。全国すべての市町村で約14,000人が活動しています。

人権擁護委員ってこんな人

人権とは、人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利であり、日本国憲法ですべての国民に保障されているものです。人権は、難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることもできるものなのです。

人権ってどういうもの？

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会



人権イメージキャラクター 人KENまるもる君

守られていきますか？  
あなたの人権

人権擁護委員制度をご存知ですか

毎年6月1日は、「人権擁護委員の日」です。今年も、この日に、全国の人権擁護委員があなたの街で人権啓発活動に取り組みました。今回は、全国の市町村で民間の立場から人権擁護活動を行っている人権擁護委員についてご紹介します。

人権擁護委員の活動ってどんなもの？

人権に関する相談を受けたり、学校や公民館で人権教室を開いて命や思いやりの心の大切さを訴えかけるための活動をしています。小学生を対象とした「人権の花運動」、中学生を対象とした「人権作文コンテスト」は、どちらも約25年間続いています。

また、人権擁護委員の中から、いじめや体罰、児童虐待など子どもの人権問題を専門的に扱う「子どもの人権専門委員」や、人権が侵害された事案について、被害者を救済するため、紛争が円満に解決するよう調整を行う「人権調整専門委員」が選任され、活動しています。

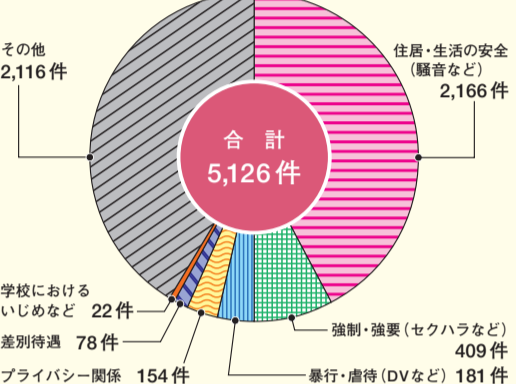
困ったときに頼りになります

夫からの暴力や離婚問題など家庭内のもめごと、騒音など近隣トラブル、子どものいじめなど、身近な困りごとの相談に応じています。「これは人権問題かな」と思ったり、どこに相談していいのか分からないときは、ひとりで悩まないで、まずは人権擁護委員に気軽に相談してください。秘密は守られますので、安心してご相談ください。



このような相談がありました

「全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所」開設結果 (6月1日開設分)



啓発活動重点目標・人権擁護委員制度周知ポスター



「全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所」開設ポスター

すべて最新情報！満載！インフォメーション Information

★平成18年度入国警備官採用試験

期 日	概 要
受付期間 平成18年7月18日(火)～ 平成18年8月1日(火)	(受付) 法務省各地方入国管理局、福岡入国管理局鹿児島出張所 福岡入国管理局那覇支局
第1次試験 平成18年9月24日(日)	(試験地) 全国10試験地 (試験内容) 教養試験(多肢選択式) 作文試験
第1次試験 合格者発表 平成18年10月11日(水)	(発表掲示場所) 人事院事務総局、人事院各地方事務局、人事院沖縄事務所 法務省各地方入国管理局、福岡入国管理局鹿児島出張所 福岡入国管理局那覇支局
第2次試験 平成18年10月18日(水)・ 平成18年10月19日(木)	(試験地) 全国9試験地 (試験内容) 人物試験 身体検査 身体測定、体力検査
最終 合格者発表 平成18年11月9日(木)	(発表掲示場所) 人事院事務総局、人事院各地方事務局、人事院沖縄事務所 法務省各地方入国管理局、福岡入国管理局鹿児島出張所 福岡入国管理局那覇支局

★ハンセン病に関する「夏休み親子のシンポジウム」(青森会場)が開催されます

講演会や中学生をパネリストとするパネルディスカッションのほか、ファミリーコンサート、ビデオ上映会を通じて、来場者の方々にハンセン病を正しく理解していただくとともに、親子で共に考えていただくことを目的とするイベントです。  
(日 時) 平成18年7月26日(水)  
(場 所) 青森市(県民福祉プラザ)  
(主 催) 法務省、全国人権擁護委員連合会ほか

★平成18年度人権啓発フェスティバル(大分会場)が開催されます

講演会、人権啓発資料展やシンポジウムのほか、コンサート、映画上映会、物産展など盛りだくさんの催物を通じて、来場者の方々に人権を身近なものとして考えていただくことを目的とするイベントです。  
(日 時) 平成18年9月30日(土)、10月1日(日)  
(場 所) 大分県別府市(ビーコンプラザ)  
(主 催) 法務省、文部科学省、大分県、(財)人権教育啓発推進センター ほか

今年の「人権擁護委員の日」の活動

昭和24年6月1日に全国各地約2,900か所で「全国一斉特設人権相談所」を開設し、地域住民の皆様からの相談に応じました。人権擁護委員のみなさんは、「これからも地域住民に信頼される活動を地道に続けていきたい。大いに人権擁護委員制度を活用してほしい。」と話しています。

6月1日は「人権擁護委員の日」

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行され、この日を記念して「人権擁護委員の日」と定め、全国的な人権啓発活動を展開しています。

人権擁護委員制度っていつできたの？

法務省に人権擁護局が設置された昭和23年に、弁護士や人権擁護に理解のある有識者など約150人でスタートしました。その理由は、「基本的人権」は国民一人一人の努力や民間人の協力のもとに官民一体となって守り広めていくことが好ましいからです。

裁判員制度広報

平成16年5月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が公布され、平成21年5月までに施行されます。裁判員制度は、法律の専門家ではない国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加する制度であり、これにより国民のみなさんの感覚が裁判に反映され、司法に対する国民のみなさんの理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることが期待されています。裁判員制度が円滑に機能するためには、国民のみなさんのご理解とご協力が不可欠です。そこで、法務省は、国民のみなさんに制度の内容をご理解いただくため、最高



裁判所・日本弁護士連合会と連携をとりつつ、裁判員制度の内容を分かりやすく説明した広報用パンフレットや書家・詩人の相田みつを氏の作品を使用した広報用ポスター、俳優の中村雅俊さん監督・出演の広報用ビデオ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」等が製作し、現在、広く国民のみなさんに配布させていただいたり、視聴していただいたりしています。また、全国各地で市民参加型のシンポジウムを開催したり、各地のお祭りやイベントに参加して裁判員制度の広報啓発活動を行ったりもしています。今後も法務省は、国民のみなさんに裁判員制度について知っていただくため、様々な広報啓発の機会を設ける予定でありますので、是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。